

松江市告示第 70 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）に指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 9 日

松江市長 上 定 昭 仁

1 形質変更時要届出区域

松江市西川津町字諸田 990 番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

備 考

区域の範囲を表示した図面は松江市環境エネルギー一部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。